

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学における不動産等の目的外使用承認基準

平成19年 4月 1日

(目的)

第1条 この基準は、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学不動産等管理規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（以下「本学」という。）における不動産等の目的外使用（以下「目的外使用」という。）承認について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象不動産等)

第2条 この基準において目的外使用に供する「不動産等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 芸術棟作品展示室
 - (2) 音楽棟小ホール及び合奏教室
 - (3) 人文棟各講義室及び視聴覚室
 - (4) グラウンド及び体育館
 - (5) 第1号から前号までに掲げるものの付帯施設及び設備
- 2 理事長は、特別な理由がある場合は、前項に掲げる不動産等以外の施設又は設備を使用させることができる。

(申請者)

第3条 目的外使用の承認申請（以下「申請」という。）ができる者は、団体に限るものとする。

(承認の申請)

第4条 申請は、本学所定の申請書に必要事項を記入の上、利用予定日の10日前までに本学に提出するものとする。

(承認又は不承認の決定及び通知)

第5条 理事長は、目的外使用の承認をし、又は承認をしないことを決定したときは、申請者に対して文書により通知するものとする。

- 2 理事長は、申請の目的が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、承認をしないものとする。
- (1) 直接的な営利活動
 - (2) 宗教上の儀礼、行事、布教活動、勧誘等
 - (3) 政治活動
 - (4) 社会通念を逸脱するもの
 - (5) 第1号から前号までの活動に付随するもの

(承認後の変更又は取消)

第6条 理事長は、本学の運営上必要な場合には、前条の規定により承認した内容の全部又は一部を変更することができるものとする。この場合においては、承認を受けた団体（以下「利用者」という。）は、本学の指示に従わなければならない。

- 2 承認後に申請内容に変更が生じた場合は、利用者は速やかに本学に届け出た後、本学の指示に従わなければならない。

3 利用者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、理事長は当該承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 利用料の未納があった場合
- (2) 申請書に虚偽の記載があった場合
- (3) 本学が提示した使用条件に違反した場合

(利用者の義務等)

第7条 利用者は、善良なる管理者の注意義務をもって不動産等を使用しなければならない。

- 2 不動産等を使用中の利用者の負傷等は、すべて利用者の責任とする。
- 3 不動産等を使用中に施設等を損壊した場合は、利用者の責任において速やかに原状への復旧を行わなければならない。
- 4 前項の規定による現状復旧は、本学の損害賠償請求を妨げないこととする。
- 5 利用者による構内への自家用車等の乗り入れに伴う事故については、本学は一切責任を負わないものとする。

(利用の条件)

第8条 利用者が不動産等を使用するときは、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 使用を承認された施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- 2 理事長は、特別な理由がある場合は、前項に掲げるもの以外の条件を附することができる。

(利用料)

第9条 不動産等の利用料は施設使用料及び冷暖房費とし、その額は別途定める。ただし、公共的団体又は非営利団体等で、理事長が公益性が高いと認めた利用者又は本学の運営方針に沿う活動を行っているとして認めた利用者については、その使用目的により利用料及び第3項に規定する暖房設備稼働のための人件費相当額の一部又は全部を免除することができる。

- 2 冷暖房費は、本学の冷暖房運転期間中に、冷暖房設備のある不動産等を使用する場合に徴収するものとする。
- 3 不動産等の利用が、月曜日から金曜日までの9時から17時以外の時間並びに本学が定める休日及び週休日であって、かつ冷暖房の使用を伴う場合は、冷暖房設備稼働のための人件費相当額を徴収することとする。
- 4 既納の利用料は、本学運営上の都合により承認の一部又は全部を取り消した場合又は天災地変により、その利用が不可能となったと認められる場合を除いて、返還しないこととする。

(施設使用料の減免)

第10条 利用者が前条第1項の規定により利用料及び暖房設備稼働のための人件費相当額（以下「利用料等」という。）の減免を受けようとする場合は、本学所定の申請書により申請し、事前に理事長の承認を受けなければならない。

(利用料等の支払)

第11条 利用者は、承認書記載の期限までに利用料等を支払わなければならない。

2 利用料等の支払は、本学指定の金融機関口座への振込払いとする。

(その他)

第12条 本学教職員が所属する団体等の取扱いについては、別途理事長協議とする。

2 この基準に定められたもののほか、必要な事項については、理事長が別途定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

**公立大学法人大分県立芸術文化短期大学における不動産等の目的外使用
承認基準に規定する利用料について**

平成19年 4月 1日

第1条 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学における不動産等の目的外使用承認基準(以下「基準」という。)第9条第1項に規定する施設使用料は下記のとおりとする。

不動産等の名称	施設使用料(1時間当たり)
芸術棟作品展示室	150円
音楽棟小ホール	930円
音楽棟合奏教室	320円
人文棟大講義室	900円
人文棟視聴覚教室	640円
人文棟101講義室	640円
人文棟102講義室	
人文棟201講義室	320円
人文棟202講義室	
人文棟203講義室	
人文棟204講義室	
人文棟205講義室	
人文棟206講義室	
人文棟207講義室	
グラウンド	1,000円
体育館	2,500円

2 基準第9条第1項に規定する冷暖房費は、冷房にあつては百分の五十、暖房にあつては百分の四十を前項に規定する額に乗じて得た額とする。

第2条 前条第1項の規定に定めのない不動産等については、個別に協議の上、定めることとする。